

今後の重点取組項目について

令和7年5月29日に開催された第34回サービス規律刷新プロジェクトチーム会議において、引き続き、**①飲酒時の非違行為、②ハラスメント事案の発生防止**に向けて重点的に取り組むこととなりました。

下記の内容について留意のうえ、職員ひとりひとりが公務員としての立場を自覚し、高い倫理観を持って、市民から信頼される市政をめざしましょう。

①飲酒時の非違行為の発生防止に向けて

(行動編)

- ・飲酒時や飲酒後の行動についてその場でお互いに注意喚起する。
- ・飲酒時には気が大きくなることもあり、通常であれば行わない言動をしまいパワハラやセクハラにつながる可能性があることを認識する。
- ・飲酒後は自動車だけでなく、電動キックボードや自転車にも乗らない。

(意識編)

- ・飲酒時は判断力や思考力が鈍るということを常に意識する。
- ・自身の飲酒適正量を把握し、前後不覚になるまで飲まないように意識する。

※気の緩みやすい飲酒時において、勤務時間の内外を問わず、職員一人一人がこれまで以上に大阪市職員としての立場を自覚し、気を引き締めて、責任をもった行動をとってください。

②ハラスメント事案の発生防止に向けて

- ・お互いの人格を尊重し、お互いが職場のパートナーであるという意識をもつ。
- ・言動の受け止め方には個人で差があるということを意識し、相手に応じた発言、接し方を心掛ける。
- ・「ハラスメント」に該当するかもしれないに関わらず、職場環境を悪化させかねない言動は厳に慎む。
- ・職場における言動だけでなく、時間外の言動や行政サービスの相手方にも注意する。
- ・気が緩みやすい飲酒時のハラスメント行為に気を付ける。
- ・ハラスメント事案を見聞きした場合は、見過ごさず声をかけるなど、快適な職場環境づくりを徹底する。
- ・職員が声を上げやすいように、ハラスメント外部通報窓口及び所属内相談窓口の周知に努める。

(参考) 庁内ポータル情報

[総務局](#)>[人事関係情報](#)>[カテゴリ:05 懲戒・サービス関係](#)>[職場におけるハラスメント等](#)

「懲戒処分に伴う生涯賃金への影響額」や「主な処分事例」について、

[庁内ポータル](#)に掲載しています。ぜひご一読ください！